

事 務 連 絡
令和8年8月3日

改正建築物省エネ法・建築基準法の
円滑施行に関する連絡会議 関係団体 御中

国土交通省 住宅局 建 築 指 導 課
参事官（建築企画担当）付

建築確認申請図書作成支援サービスの提供期間の再延長について（周知）

建築行政の推進につき、日頃よりご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

別紙によりご案内をした一般財団法人日本建築防災協会が提供する建築確認申請図書作成支援サービスについて、再度提供期間の延長を行いましたので、下記のとおり連絡します。

貴団体におかれては、会員等の皆様にこの旨周知いただきますようお願いいたします。

記

1. サービス提供期間の再延長について

令和8年7月31日（金）までを予定していた本サービスの提供期間を令和9年2月28日（日）まで延長します。

2. 確認申請予定者への利用案内へのご協力について

確認審査の円滑化のため、建築確認申請の前に本サービスを利用して申請図書の記載事項について自己チェックし、申請図書の不備をできる限り削減した上で申請するよう貴団体会員へご案内いただきますようお願いいたします。確認申請予定者へ本サービスの利用を案内するためのチラシ（別添）を作成しましたので、ご活用ください。

3. 問合せ先

国土交通省 住宅局 参事官（建築企画担当）付
TEL：03-5253-8126

以上

事 務 連 絡
令和7年11月10日

改正建築物省エネ法・建築基準法の
円滑施行に関する連絡会議 関係団体 御中

国土交通省 住宅局 建 築 指 導 課
参事官（建築企画担当）付

建築確認申請図書作成支援サービスの提供開始
及び適切な建築確認申請の確保について（周知）

建築行政の推進につき、日頃よりご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号。以下「改正法」という。）が本年4月1日に全面施行されたところですが、確認審査の業務に要する時間の長期化等により業務が逼迫している審査機関がある旨の報告を受けています。業務逼迫の一つの要因として、申請者の作成する確認申請図書の不備に対する補正のやりとりに時間を要していることも挙げられています。

こうした状況を踏まえ、今般、国土交通省の補助事業として、一般財団法人日本建築防災協会において、下記のとおり建築確認申請図書において記載が必要な事項のうち主要な事項について、申請予定図書等における記載の有無を AI が評価するサービスの提供を開始します。

本サービスは、申請予定者が確認申請の前に、申請予定図書が適切に作成されているかどうかについて自己チェックを可能とすることで、申請図書の不備を削減し、建築確認審査の円滑化を図るものです。

貴団体におかれましては、会員等の皆さまにこの旨を周知いただくとともに、建築確認申請の前に本サービスを利用して申請図書の記載事項について自己チェックし、申請図書の不備をできる限り削減した上で申請するよう案内いただくことにより、確認審査の円滑化に向けた取組にご協力をお願いいたします。

また、一部の申請者において、一の建築計画について申請を前提した相談等を複数の審査機関に対して同時にする行為が見られるとの報告を受けています。このような行為は、審査機関の業務負荷を不必要に増大させ、結果として全体的に確認審査の長期化をもたらすこととなるため、厳に慎んでいただくようお願いいたします。

記

建築確認申請図書作成支援サービスの概要

1. 実施者

一般財団法人 日本建築防災協会（補助事業者）

2. 対象者

設計者等

3. 対象とする建築計画

- ・ 2階建て以下かつ延べ面積 300 m²以下（平屋かつ 200 m²以下を除く）の木造建築物（軸組構法）（建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 1 条の 3 第 1 項第 1 号イ(2)の特定木造建築物）の新築に係る建築計画
※構造計算を行わず、仕様規定（壁量基準等）のみで構造安全性の確認を行うものに限る。

4. サービスの内容

①事前チェック

建築確認申請図書に必要な記載事項の一部の有無について AI を活用して評価するもの。

評価の対象は、改正法の施行後に新たに必要となった記載事項を中心に、現時点で AI による一定程度の認識精度が確認されたものを設定している。(別紙参照)

※今後の運用状況によっては、評価対象事項の増減を検討する。

②チェック結果レポートの出力

評価結果についてはサービス上でレポート（PDF ファイル）を取得することができる。

※AI による認識精度は完全ではないため、必要な事項が図書に記載されているにもかかわらず、認識されずに結果が「要確認」となった事項がある場合には、コメント機能により当該事項が記載されている図書・書類を申告した上で、レポートを取得することができることとしている。

5. サービスを利用する際の注意事項

本サービスによるチェックは、建築基準関係規定への適合性を審査するものではないこと。また、AI の認識精度等は完全ではなく、サポート機能であることに留意のこと。

※壁量の確保・配置バランスに関する項目を設けているが、検証の有無をチェック

しているものであり、計算の正しさをチェックしているものではない。

6. 利用料

無料（1アカウントにつき直近24時間で上限5回の回数制限あり）

7. 提供期間

令和7年11月10日（月）から令和8年3月9日（月）（予定）まで

※予算の範囲内で実施するため、予定より早く終了する可能性がある。

8. 利用方法

次のURLからアクセスする。なお、使用方法についてはリンク先のウェブページに掲載されているユーザーガイドを参照のこと。

<https://www.kenchiku-bosai.or.jp/kenchikukakunin/>

9. 問合せ先

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当） 付

TEL: 03-5253-8126

以上